

教 生 学 第 28 号
令和 4 年（2022 年）4 月 7 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

「e-ネットキャラバン講座」の推進について（通知）

このことについて、別添写しのとおり総務省総合通信基盤局、総務省情報流通行政局及び文部科学省総合教育政策局から周知依頼がありましたので、通知します。

つきましては、本講座の趣旨を踏まえ、学校の実情に応じて御活用願います。

なお、本件についての申込及び問い合わせについては、一般財団法人マルチメディア振興センター e-ネットキャラバン事務局あて直接御連絡願います。

(学校安全係)

(写)

(公印・契印省略)

総基一第36号
総情活第20号
3教参学第24号
令和4年3月31日

各都道府県・指定都市
情報政策主管課長
消費者行政主管課長
青少年教育担当主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会
総務担当課長
生涯学習・社会教育主管課長

殿

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
消費者行政第一課長

片桐 義博

総務省情報流通行政局
情報流通振興課長

松井 正幸

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長

石塚 哲朗

「e-ネットキャラバン講座」の推進について（情報提供等）

新型コロナウイルス感染症の拡大による社会全体のデジタル化が急速に進展するとともに、GIGAスクール構想による1人1台端末が整備される中、子供たちがSNSを含むインターネットを日常的に利用するようになり、子供たちが安全に安心してインターネットを利用できるようにするために必要な能力を身に付けることが一層重要となっております。

そこで、総務省、文部科学省、通信関係団体^{*1}等は、子供たちがインターネットを利

用する際に直面する様々な事象を理解し、適切に対応する能力を身に付けることで、インターネットを安心・安全に利用してもらうための啓発講座である「e-ネットキャラバン^{*2}」を、2006年度から全国で実施しております。2022年2月末までに、延べ26,291件の講座を開催し、延べ約421万人に受講いただきました。

本講座は、家庭では親子、学校では先生と子供たちの新しい対話の機会を作る上で重要な役割を果たすなど、全国での取組が着実に浸透してきたところですが、SNSを含むインターネットの利用をめぐる問題は依然として社会的な問題となっており、その重要性はますます高まっております。

また、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」（2021年6月）においても、官民が連携して青少年・教職員・保護者等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座を実施するとともに、学校における保護者等に対する効果的な説明の機会を活用した啓発活動の実施を推進することとされております。

「e-ネットキャラバン」では、小学3年生以上の児童生徒、その保護者、学校の教職員等を対象に、学校等への講師派遣によるオンサイト、あるいは、リモート（TV会議システム利用、ビデオオンデマンド配信の2つがあります）による、ネット依存、ネットいじめ・誹謗中傷、不確かな情報の拡散、ネット誘引（誘い出し・なりすまし）、個人情報漏えい、ネット詐欺、著作権・肖像権の侵害等のトラブル事例を用いた予防策に係る講座を用意しております。特に、保護者等向けには、スマートフォンの青少年フィルタリングに関する説明も加えた講座（e-ネットキャラバンPlus講座）も実施しております。

小・中・高校生のe-ネットキャラバンの受講、保護者・教職員等のe-ネットキャラバンPlusの受講を一層推進いただくため、2022年度の教職員・保護者・青少年教育担当者等への各種研修や関係機関・団体における啓発活動における積極的な活用について御検討いただくとともに、特に卒業、入学及び進級の時期は、多くの児童生徒がスマートフォン等を手にする可能性があることから、本講座が効果的に活用されるよう、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第4条等の趣旨に鑑み、必要に応じて、域内の市区町村、市区町村教育委員会及び関係機関・団体への周知に御協力をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染予防対策等の状況に鑑み、受講方法（講座開催方法）の選択肢を拡大して実施しております（別表）ので、是非御活用ください。

なお、本講座で使用する基本テキスト、主催団体、受講者等については、事務局ホームページ（<https://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>）に掲載されておりますので御参照ください。

（※1） 通信関係団体として、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般財団法人インターネット協会に加え、平成28年からは全国で携帯電話ショップを展開する一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会も講師派遣に協力しています。

（※2） e-ネットキャラバンの運営は、一般財団法人マルチメディア振興センター e-ネットキャラバン事務

局が実施しています。

この文書は、総務省から情報政策主管課及び消費者行政主管課に、文部科学省から総務担当課、青少年教育主管課、生涯学習・社会教育主管課に送付しております。

【参考】

e-ネットキャラバンと同様に、主に青少年を対象とする活動として、インターネットを安心・安全に利用するためのルールやマナー、情報セキュリティに関する意識・知識の重要性に気づき、考えるきっかけとすることを目的に「情報通信の安心安全な利用のための標語」を募集しています（事務局：一般財団法人マルチメディア振興センター）。

また、総務省では、インターネット上に自身の権利を侵害するような情報（プライバシー侵害、名誉毀損等）が公開されるトラブル等への対処方法（例えば、削除依頼に関する手続きなど）についてアドバイスをを行う、違法・有害情報相談センターを運営しています。そのようなトラブルが生じた際に御活用いただけますので、併せて参考まで御案内いたします。詳細は、ホームページ（<https://ihaho.jp/>）を御参照ください。

【添付資料】

- ・e-ネットキャラバン リーフレット
- ・違法・有害情報相談センター リーフレット
- ・関連する取組をまとめたリーフレット

【本件担当】

総務省総合通信基盤局電気通信事業部

消費者行政第一課

竹内、岸本、田中

TEL 03-5253-5867

E-mail tcpd.for-youth@ml.soumu.go.jp

総務省情報流通行政局情報流通振興課

情報活用支援室

熊原、森野、井内

TEL 03-5253-5743

E-mail kyoiku@ml.soumu.go.jp

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 推進係 沖

TEL 03-5253-4111（内線 2966）

E-mail seisuisin@mext.go.jp

<e-ネットキャラバン事務局（受講申込等）>

一般財団法人マルチメディア振興センター

TEL 03-5403-1090

E-mail e-netcaravan@fmmc.or.jp

<https://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>

<別表> 「受講方法（講座開催方法）の選択肢の拡大」

受講方法の選択肢拡大

従来の受講方法（開催方法）は原則「講師派遣での対面講座（集合形式）」のみでしたが、Withコロナ対策として「学校等の放送設備・Web会議システム利用講座」、「リモート講座（日時調整可）」、「リモート講座（日時固定）」、「ビデオオンデマンド講座」の4つの講座形態を追加いたしました。状況に合わせてご活用ください。

受講方法	詳細
講師派遣での対面講座（集合形式）	講師が学校等に伺い、児童・生徒等と直接対面して講座を実施します。
学校等の放送設備・Web会議システム利用講座	講師が学校等に伺い、放送設備やWeb会議システム等を利用して画面を通じて講座を実施します。
リモート講座（日時調整可）	講師は派遣せず、講師の職場等からWeb会議システムを利用して画面を通じて講座を実施します。 ※Web会議システム（Zoom等）のご準備は学校等にてお願いいたします。
リモート講座（日時固定）	講師は派遣せず、事務局があらかじめ設定した日程で、Web会議システムを利用して画面を通じて講座を実施します。 ※実施日はeネットキャラバンホームページ、「リモート講座（日時固定）のスケジュール」でご確認ください。
ビデオオンデマンド講座	講師は派遣せず、受講申し込みをいただいた学校等にURLをお伝えし、あらかじめ収録した講座VTRをストリーミング方式で視聴いただけます。